福島県高等学校等教育改革促進事業
福島県立郡山萌世高等学校　遠隔配信センター及び配信システム構築・保守業務委託
プロポーザル方式募集要領

１．業務名

福島県立郡山萌世高等学校　遠隔配信センター及び配信システム構築・保守業務

２．業務概要

下記を目的とする。

（１）郡山萌世高等学校通信制課程における遠隔配信拠点として、郡山萌世高等学校内に「遠隔配信センター」を整備する。

（２）配信機器を整備し、県内高校に設置する。この機器を用いて、「遠隔配信センター」と県内各校、学校同士の遠隔による双方向のやり取りができるシステム（以下、「配信システム」）を構築する。

（３）上記「配信システム」の運用・保守支援サービスを行う。

３．業務仕様

「福島県立郡山萌世高等学校　遠隔配信センター及び配信システム構築・保守業務委託仕様書（プロポーザル用)」のとおりとする。

４．見積限度額

197,476,000 円

【構築費用】　189,338,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
【運用費用】　（令和９年度　　年額）4,069,000 円
　　（令和１０年度　年額）4,069,000 円

令和８年度中に遠隔配信センターを整備し、配信システムの構築を行う。配信システム及び配備した機器の保守、配信システムの機能拡大については令和９年４月１日から令和１１年３月末日までとする。

想定スケジュール

期間	主な作業内容
契約締結日～令和９年３月末日	・遠隔配信センター整備 ・配信システム構築
令和９年４月１日～令和１１年３月末日	・配信システム機能拡大、全県展開 ・配信センター及び配信システムの運用・保守

５．参加資格

企画提案書を提出する者（以下、「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

（１）本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。

（２）常に県教育委員会及び郡山萌世高等学校（以下、「委託者」という）との連絡調整や打合せができる体制を整えておける者であること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（４）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（５）令和元年度以降に官公署から受注した本業務に類似する業務の履行実績があること。

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア　役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（８）プロポーザル実施日前３年間における団体の事業等において、刑法等の法令に違反して処罰等を受けていないこと。

（９）国税及び県税を滞納している者でないこと（ただし、福島県税が課税されている場合）。

(10) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(11) 関係法令の手続等を遵守していること。

(12) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

(13) その他、委託者との協議に柔軟、真摯に対応できること。

６．手続に関する事項

（１）質問等の受付

本募集に関し質問がある場合は、以下により、プロポーザル方式募集要領等に関する質問書〔様式１〕を提出すること。

ア　受付期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月６日（金）１７時まで

イ　提出方法

「１１　企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ、メールで提出すること。また、メールの件名は「【プロポーザル方式質問書】福島県立郡山萌世高等学校　遠隔配信センター及び配信システム構築・保守業務」とすること。（記載のメールアドレスそれぞれに送付すること。）なお、電話による質問の受付は行わない。

ウ　回答方法

質問に対する回答は、県立高校改革室ホームページに随時掲載して回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみメールで回答する。

（２）参加申込書等の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、関係書類を提出すること。

ア　提出期限

令和８年１１月１６日（月）　１７時（必着）

イ　提出方法

「１１　企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ電話連絡の上、郵送又は持参にて提出すること。

また、郵送の場合は、封筒に「【プロポーザル方式参加申込書　在中】福島県立郡山萌世高等学校　遠隔配信センター及び配信システム構築・保守業務」と朱書のうえ、簡易書留等配達の記録が残る方法とすること。

ウ　提出書類

①　「福島県立郡山萌世高等学校　遠隔配信センター及び配信システム構築・保守業務」プロポーザル方式参加申込書〔様式２〕

②　納税証明書（国税（その３の３））

③　納税証明書（県税（一般）・ただし、福島県税が課税されている場合）

④　会社概要〔任意様式、会社概要パンフレットでも可〕

⑤　法人登記簿の写しまたは全部事項証明書（登記簿）謄本（申請受付日の３ヶ月以内のもの。）

⑥　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書〔様式３〕

⑦　令和元年度以降に官公署から受注した本業務に類似する業務の履行実績が分かるもの

エ　結果通知

高校教育課県立高校改革室において参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加希望業者へ通知する。

７．実施のスケジュール

項目	日程
募集公告	令和８年１０月３０日（金）
質問書の提出期限	令和８年１１月　６日（金）１７時まで
質問書への回答	令和８年１１月１２日（木）
参加申込期限	令和８年１１月１６日（月）１７時まで
参加資格審査結果通知	令和８年１１月２０日（金）
企画提案書の提出期限	令和８年１１月３０日（月）１７時まで
書面審査(１次審査)の実施及び結果の通知	令和８年１２月　４日（金）
審査委員会(２次審査)の実施	令和８年１２月　８日（火）
審査委員会結果通知	令和８年１２月１０日（木）頃
仕様書協議、見積依頼	令和８年１２月１１日（金）～１２月２３日（水）
見積提出	令和９年　１月　８日（金）以降
契約締結	令和９年　１月　８日（金）以降

８．企画提案書の記載内容、提出書類

プロポーザル参加希望業者は、以下により、企画提案書を提出すること。

（１）提出期限

「７　実施のスケジュール」のとおり

（２）提出方法

「１１　企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ持参又は郵送で提出すること。

※持参による提出の受付時間は、以下のとおり。

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の８時３０分～１７時００分。

※郵送による提出は、電話連絡の上、封筒に「福島県立郡山萌世高等学校　遠隔配信センター及び配信システム構築・保守業務委託企画提案書在中」の旨を朱書し、簡易書留等配達の記録が残る方法とすること。

（３）提出書類

次の書類を７部提出すること。

ア　企画提案書

○　企画提案書には、以下の項目について記載すること。

①　実施方針

② 「遠隔配信センター」のレイアウト及び整備品や期待される効果について具体的に示すこと。

③ 配信機器及びシステムの構築について具体的に示すこと。

④ 使用できるビデオ会議アプリケーションについて具体的に示すこと。

⑤ 工程表について、事業実施にかかるスケジュールを明確に示すこと。

○ 日本産業規格Ａ４判３０ページ以内（表紙除く）とする。レイアウトは縦型とし、文字のポイントは１０ポイント以上とする。図の挿入も可とする。簡潔かつ明瞭に記述すること。また、専門的知識を有しないものでも理解できる表現方法となるよう配慮すること。

○ なお、２次審査（ヒアリング）の際に企画提案書の内容を補足して説明するための資料として、PowerPoint 資料を提出することができる。この補助資料は、２次審査において使用することができるものとする。

イ 事業経費積算書

○ 日本産業規格Ａ４判、レイアウトは縦型とし、文字のポイントは１０ポイント以上とする。

○ 「構築費用」と「運営費用」は分けて記載し、それぞれについて詳細な内訳を記載すること。

○ 使用するビデオ会議アプリケーションに応じて、ランニングコストが変わる場合は、それぞれ作成すること。

ウ 業務実施体制書

○ 日本産業規格Ａ４判、レイアウトは縦型とし、文字のポイントは１０ポイント以上とする。

○ 担当者及び運営体制について記載すること。また、提携している他団体の人員を配置する場合は、記載すること。

（４）留意事項

ア 失格又は無効となる場合

○ 提出者が前述の５に定める参加資格を満たしていない場合。

○ 企画提案書の経費積算額が、先述の４に定める見積限度額を超える場合。

○ 同一の者が二つ以上の提案書を提出した場合。

○ 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

○ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

○ 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

○ その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合。

イ その他

○　提出者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
○　一度提出された書類の変更・差替は、軽微な変更を除き原則として認められない。
○　企画提案に要する費用は、提出者の負担とする。
○　提出された書類は返却しない。
○　提出された書類は、委託候補者の選定作業以外には使用しない。
○　提出された書類の記載内容等を確認するため、提出者等に問合せることがある。
○　企画提案書提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。
○　提出された書類及び添付書類は、情報公開の請求により開示することがある。

９．企画提案書の評価基準、審査方法

（１）評価基準

評価項目		評価の視点	配点
職務遂行能力等	業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	１０点
	スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	１０点
	業務実績	本要領に示した仕様に合致した業務またはこれと同等の業務について受注実績があるか。	１０点
企画提案内容	実施方針（業務理解）	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	１０点
	企画提案（企画性①）	構築するシステム及び運用・保守の内容が安定して使用できるものとなっているか。	１０点
	企画提案（企画性②）	配信センターは授業を配信するための施設として十分な環境であるか。	１０点
	企画提案（企画性③）	配信センター及び通信機器は教員にとって使いやすいものとなっているか。	１０点
	企画提案（企画性④）	配備する通信機器は、事業を推進するに十分なスペックを備えているか。	１０点
	企画提案（独創性）	仕様書に記載されていない活用可能な優れた提案があるか。	１０点
	事業経費	ランニングコストを含め、事業経費は適正であるか。	１０点
			計１００点

（２）審査方法

ア　書面審査（１次審査）

期限までに提出のあった企画提案書等について書面審査を行い、２次審査対象者（上位３社程度）を選定する。

ただし、各社から参加申込書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が３社以下の場合は、書面審査（１次審査）の実施を省略し、下記イの２次審査へ移行するものとする。

①　書面審査（１次審査）の実施及び結果の通知　「７．実施のスケジュール」のとおり

イ　選定委員会（２次審査）の実施

高校教育課が選定した審査委員によるヒアリング審査により、１次審査で選定された対象者から、本業務に最も優れた提案者を選定する。

①　開 催 日　「７．実施のスケジュール」のとおり

②　開催場所　福島県教育庁　西庁舎５階　教育委員室

※ 開始時刻は、別途提案者宛てに通知する。

③　方　法

・企画提案書及び事業経費積算書について参加者は１０分以内で説明し、審査委員から質疑を５分以内で行う。

・選定委員会は、公開しない。

（３）委託候補者の決定

ア　選定委員会の審査結果に基づき、第１順位の委託候補者を決定する。

イ　審査結果は、委託候補者を決定後、各提案者に郵送により書面で通知する。

ウ　第１順位の委託候補者が契約締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

（４）結果の公表

選定結果通知日翌日以降に、業務委託予定者の名称を県立高校改革室ホームページに公表する。

１０．契約等に関する事項

（１）仕様書の協議等

本業務の業務委託仕様書は、別紙「福島県立郡山萌世高等学校　遠隔配信センター及び配信システム構築・保守業務委託仕様書（プロポーザル用）」を基本として、委託候補者が提出した企画提案書等を踏まえ作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

（２）契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

（３）評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合がある。

（４）契約書

福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

（５）契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の５以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第 229 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（６）契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

（７）関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計関係帳簿等の本業務に係る書類を５年間保存すること。

１１．企画提案書等の提出先・問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

福島県教育庁高校教育課県立高校改革室（担当：小針）

TEL：024-521-7771 FAX：024-521-7973

E-mail：k.koukoukaikaku@pref.fukushima.lg.jp

kobari_shingo_01@pref.fukushima.lg.jp